平成26年第1回臨時会環境生活委員会会議録

平成 26 年 1 月 24 日 11 時 00 分~11 時 10 分 第 3 委員会室

出席者氏名

 委員長
 海沢
 健一
 副委員長
 坂本隆司

 委員山宮留美子
 女員、小野村、節

 委員寺田寿夫
 資鴻巣義則

執行部説明者

 市
 長
 中
 山
 一
 生
 市民生活部長
 羽
 田
 利
 勝

 都市環境部長
 木
 村
 茂
 市
 民
 課
 長
 木
 村
 豊

 環境対策課長
 宮
 田
 研
 二

事務局

総務グループ 主査 仲 村 真 一

議題

議案第3号 龍ケ崎市手数料条例の一部を改正する条例について

報告第1号 専決処分の承認を求めることについて(和解に関することについて)

滝沢委員長

それではただいまより環境生活委員会を開会いたします。

本日ご審議をいただきます案件は、今臨時会において当委員会に付託されました議案第3号、報告第1号の2案件です。これらの案件につきまして、ご審議をいただくわけでございますが、会議が円滑に進行できますよう皆様のご協力をよろしくお願い申し上げます。

それでは議案の審査に入ります。議案第3号, 龍ケ崎市手数料条例の一部を改正する条例について執行部から説明願います。

羽田市民生活部長

議案書の3ページでございます。議案第3号,龍ケ崎市手数料条例の一部を改正する条例でございます。お手元の新旧対照表の1ページをお開きください。現在発行しております住民基本台帳カードにつきましては、コンビニエンスストアでも住民票などの交付が受けられるものでございまして、このカードの発行にあたりましては、平成24年3月1日の発行開始日から平成26年3月31日までの25ケ月間、交付手数料を無料とし市民サービスの向上に努めているところでございます。しかし、昨年5月の社会保障税番号制度関連4法の成立に伴いまして、平成28年1月1日から、個人番号カード、いわゆるマイナンバーカードの発行が開始されますことから、この日以降、住民基本台帳カードにつきましては発行中止となる予定でございます。このようなことから個人番号カードへの移行を円滑に進め、市民サービスの向上に資するため、住民基本台帳カードの交付手数料につきましては、発行が終了する平成27年12月31日までの1年9ケ月間を引き続き無料化しようとするものでございます。この条例につきましては、平成26年4月1日から施行する予定でございます。説明につきましては以上でございます。

滝沢委員長

執行部からの説明は終わりましたが質疑等はありませんか。

山宮委員

今までに交付されてきた枚数を年齢別でわかれば教えてほしい。

木村市民課長

申し訳ありません。年齢別というのは統計的にとれません。発行枚数はわかりますが。

山宮委員

発行枚数でお願いします。

木村市民課長

住基カードの発行枚数でございます。平成25年12月末現在です。発行の累計としましては、1万2,588枚です。そのうち無料交付が平成24年3月1日から行っておりまして、その枚数9,870枚ということになっております。

山宮委員

無料が 9,870 枚で、それ以外の方は有料で作られているということなんですけれども、まだ作っていない方に対する周知はどのように考えていますか。

木村市民課長

今回無料化のご承認をいただいたときには、広報等で無料化の延長をお知らせしたいと思っています。ホームページ等でもお知らせします。ただ、マイナンバーカードが平成28年1月から発行になりますので、その辺も含みながら、住基カードを作って、またマイナンバーカードをすぐ作るという可能性もありますので、その辺のご説明をしながら推進していきたいと考えています。

滝沢委員長

他にありませんか。

坂本委員

今の住基カードの手数料はもともとは 500 円だったと思うんですけれども、マイナンバーカードも値段的には変わらないというイメージでよろしいですか。

木村市民課長

手数料につきましては、現在国の方で検討中ということしか情報は入っていない状況です。 500円とか1,000円とか漏れ伝わってくるんですけれども、以前は無料という話もあったんです けど、その辺は国で検討中ということの情報しか現在のところ入っておりません。

坂本委員

マイナンバーカードに変わるときに、市民の方にわかりやすく説明することが重要になってくると思うんですね。だから、それも含めて先ほど課長の説明にもありましたように、住基カードを作って、すぐにマイナンバーカードを作るような状況に陥らないような説明が重要になってくると思います。これを機にそういったものの情報発信を強めていったほうがいいかと思います。

滝沢委員長

他にありませんか。

【なし】

滝沢委員長

別にないようですので採決いたします。議案第3号,本案は原案の通り了承することにご異議 ありませんか。

【異議なし】

滝沢委員長

ご異議なしと認めます。よって本案は原案の通り了承することに決しました。 続きまして報告第1号,専決処分の承認を求めることについて(和解に関することについて)

木村都市環境部長

執行部から説明願います。

議案書の4ページ、報告第1号、専決処分の承認を求めることについてでございます。5、6ページをお開きください。和解に関することでございまして、事故の発生状況についてご説明さしあげます。平成25年10月23日午後5時頃でございますが、龍ケ崎市の修理工場におきまして、同社により公用車の修理作業中、その公用車でございますが、環境対策課で使用しておりますBDF車で、いすず製の2トン平ボディトラックでございます。このトラックのエンジンの調子が芳しくなかったため、修理をお願いしたところでございますが、その修理作業中にエンジンの点検のため、キャビンを上げましたところ、作業に使用しました工具が落下しまして、公用車のフロントガラスが破損したものでございます。これにつきまして修理工場が本件事故により生じました損害の全てを賠償することとしまして、和解しましたものでございます。説明につきましては以上でございます。

滝沢委員長

執行部からの説明は終わりましたが質疑等はありませんか。

【なし】

滝沢委員長

別にないようですので採決いたします。報告第1号,本案は原案の通り了承することにご異議ありませんか。

【異議なし】

滝沢委員長

ご異議なしと認めます。よって本案は原案の通り了承することに決しました。

以上で当委員会に付託されました案件の審査は終わりました。これをもちまして環境生活委員会を閉会いたします。